

公益財団法人 沖縄県スポーツ協会賛助会員規程

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第9条の2項の規
定に基づき、賛助会員に関することを定める。

第2条 この規程は、広く県民一般の協力を仰ぎ資金を調達して、本県のスポーツの健全な普及と
発展を図るとともに、体力と競技力の向上に努めることにより健全で明るい県民生活ができるよ
う支援することを目的とする。

第3条 賛助会員とは、本会の趣旨に賛同して賛助金を拠出（寄付）したものを団体会員又は個人
会員という。

2 加盟団体の役員は、3名以上個人会員として加入するものとする。

第4条 賛助会員は、次の事項を受ける事ができる。

(1) 本会発行の広報誌等の配付。

第5条 賛助金は次の通りとする。

(1) 企業団体会員 1口 10,000円 1口以上

(2) 個人会員 1口 5,000円 1口以上

第6条 会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を、その事業年度の公益目的事業のため
に使用するものとする。

第7条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会で定める。

附則

この規程は、昭和57年 4月 1日から施行する。

この規程は、昭和63年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成10年10月13日から施行する。

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、公益財団法人沖縄体育協会の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成27年 3月 5日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。